

公益財団法人 日本化学繊維研究所
旅費・宿泊費規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人における旅費・宿泊費の支給基準を定める。

(国内旅費)

第2条 この法人の役員、評議員及び職員の国内旅費・宿泊費は、実費相当額を限度として支給することができる。

(海外旅費)

第3条 この法人の役員、評議員及び職員の海外旅費・宿泊費は、理事会の承認の下で、実費相当額を限度として、その一部を補助することができる。

(旅費・宿泊費の支給日)

第4条 第2条から第3条の旅費等は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(旅費等の支給方法)

第5条 旅費等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、公益財団法人日本化学繊維研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。